

2019年度 FIT法による入札制度（太陽光発電）

よくある質問と回答

No.	区分	質問	回答
1	共通	入札・落札結果はいつどのような形で発表されますか？	第4回は9月3日（火）、第5回は12月17日（火）に、当機構のホームページに掲載します。公表内容は以下を予定しています。 ①入札の結果 ・入札参加資格の審査のために提出された事業計画数 ・応札のあった件数 ・応札のあった再生可能エネルギー発電設備の出力の合計 ②落札の結果 ・落札者名（法人の場合は名称及び代表者氏名） ・落札した再生可能エネルギー発電設備に係る供給価格の額 ・落札した再生可能エネルギー発電設備の出力
2	調達価格と調達期間	出力500kW以上のRPS認定設備についてFITへ移行する場合、調達価格と調達期間はどうなりますか？	調達価格は、入札において落札した価格が適用されます。調達期間は、経済産業大臣が定めた期間（20年間）からFITの適用を受けずに運転していた期間を除いた期間が適用されます。
3	調達価格の上限	補助金の交付を受けて設置された設備に係る上限価格は、その補助金を考慮した上限価格となることについて、対象となる補助金として入札実施要綱P.8には3つ掲載されていますが、地方自治体の補助金は含まないのでしょうか？	要綱p.8に記載した3つの補助金のみを対象とします（これに類する補助金は含みません）。
4	事業計画の提出	2018年度までに、出力50kW未満の太陽光発電設備に係る事業計画認定申請において、FIT電子申請システムを使用しており、登録者IDを保有している場合に、当該IDを使用して2019年度の入札対象案件に係る認定を申請することはできますか？	既にFIT電子申請システムにおける登録者IDを保有している場合は、当該IDを使用して認定申請を行うことができます。
5	事業計画の提出	FIT電子申請システムの操作はいつからできるようになりますか？	入札対象区分については、FIT電子申請システム及び入札システムのいずれの操作についても、入札に係る事業計画の受付期間のみ可能となります。したがって、第4回（上期）に参加される場合は2019年5月17日（金）、第5回（下期）に参加される場合は2019年8月26日（月）より操作ができるようになります。
6	事業計画の提出	入札実施要綱P.17に事業計画の受付期間がありますが、FIT電子申請システムで作成した事業計画及び添付書類を各地方経済産業局へ送付する際は、郵送のみ受け付けていますか？	原則として郵送のみとし、提出期限は第4回及び第5回共に受付期間終了日の17:00（必着）とします。
7	事業計画の提出	運転開始予定日は、誰が決めるのでしょうか？	運転開始予定日は、事業開始可能な予定日を発電事業者様にて決定し、必ず記載してください。
8	事業計画の提出	事業計画の提出書類のうち、登記簿謄本及び印鑑証明書に、有効期限はありますか？	発電設備の設置場所に係る登記簿謄本については、最新の権利状況が表示されていることが必要のため、申請日より3か月以内に発行された、履歴事項全部証明書が必要です。また、印鑑証明書についても、同様に申請日より3か月以内に発行されていることが必要です。これらの添付書類はFIT電子申請システムにPDF形式でアップロードしていただくとともに、各地方経済産業局へFIT電子申請システムで作成した事業計画とともに原本を送付していただくことが必要です。
9	事業計画の提出	発電設備の設置場所に係る登記簿謄本は、全筆分を提出するのでしょうか？	全筆分をFIT電子申請システムよりPDF形式でアップロードしていただくとともに、各地方経済産業局へFIT電子申請システムで作成した事業計画とともに原本を送付していただくことが必要です。
10	事業計画の提出	出力2,000kW以上の場合、実施要綱P.14に関係法令手続状況報告書の記載における注意点として最小単位の行政（市区町村）への確認・相談は、面談のみ可とありますが、面談予定日を記載して提出しても問題ないでしょうか？	最小単位の行政（市区町村）への確認・相談は、申請前に必ず面談を実施し、結果を記載してください。また、入札参加資格の審査に必要なものですので、内容はできる限り詳しく記載してください。
11	事業計画の提出	出力2,000kW以上の場合、事業計画提出に必要な書類のうち、関係法令手続状況報告書の内容について、最小単位の自治体（市区町村）への確認・相談は面談形式のみとされていますが、太陽光第4回入札に参加したものの落札できなかったため、太陽光第5回入札に参加する場合も、最小単位の自治体へは再度面談形式で説明する必要がありますか？	原則として必要です。ただし、①太陽光第4回入札と同一の事業計画で提出する場合、②太陽光第4回入札時に提出した事業計画から発電設備の出力、太陽光パネルの合計出力または事業用地を減少させる場合であって、事前に最小単位の自治体に対して連絡の上、当該自治体から「面談形式での説明は不要」との回答があった場合に限り、面談形式は必須ではありません。その場合は、関係法令手続状況報告書（別添3）の「確認・手続先欄」にその旨を記載してください。
13	事業計画の提出	入札参加者が事業計画を提出した後に、「再生可能エネルギー発電事業者名（法人にあっては名称）」を変更することは可能ですか？	認定を取得するまでの間は、再生可能エネルギー発電事業者名の変更は認められませんが、認定取得後は通常の変更認定または事後変更届出により変更することが可能です。
14	手数料	手数料を振込み後に入札参加を辞退した場合、手数料は返還されますか？	辞退を申し出る前に振り込まれた手数料は返金しませんので、御注意ください。

15	手数料	手数料は、期限までに振込手続を行えば、着金が翌日になったとしても、期限までに手数料を納付したとみなされるでしょうか？	手数料は、期限までに当機構の口座に着金していることが必要です。着金が期限日を過ぎた場合は、入札に参加いただけませんので御注意ください。 また、期限を過ぎて当機構の口座へ着金した手数料については返金させていただきますが、この場合、振込手数料は入札参加希望者の負担となりますので御承知ください。
16	入札の実施	入札システムでの入札IDとログインIDの違いは何ですか？	入札IDは入札案件ごとに付与されるIDで、入札システムにおいて入札案件登録を実施した日にEメールにてお知らせします。ログインIDは実際に入札する際にシステムにログインする為のIDであり、当機構からEメールで送付する「入札実施の御案内」でお知らせします。
17	保証金	第1次保証金の納付が完了した翌日以降に入札実施可能となるのでしょうか？また、第1次保証金はいつまでに納付する必要がありますのでしょうか？	第1次保証金を現金で納付した場合は納付した翌営業日以降、金融機関の発行する保証書を提出した場合は保証書が当機構に到達した翌日から起算して3営業日以降に入札実施可能となります。したがって、例えば、入札募集期間の最終日に入札を行うためには、入札募集期間最終日の前営業日までに当機構の口座に第1次保証金が着金していること、又は入札募集期間最終日の3営業日前までに当機構が示した要件を満たす金融機関が発行する第1次保証金相当の保証書が当機構に到達していることが必要ですので、御注意ください。
18	保証金	保証金の単位となるkWとは、パワーコンディショナーの出力でしょうか、それとも太陽電池の出力でしょうか？	パワーコンディショナーの出力と太陽電池の合計出力のいずれか小さい方の出力です。
19	保証金	入札実施要綱P.32に第2次保証金の没収理由として、「4当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと」とあります。この出力とは、パワーコンディショナーの容量のことでしょうか？ ※P.38の落札者決定の取消し事由の4も同様	この場合の発電設備の出力とは、パワーコンディショナーの出力と太陽電池の合計出力のいずれか小さい方の出力です。
20	保証金	落札出来なかった場合、第1次保証金は返還されるのでしょうか？	当該入札参加者が第1次保証金の没収事由のいずれにも該当しなければ、当機構へ提供された第1次保証金は返還します。第1次保証金の納付を保証書を提出する方法で代替していた場合には、当該保証書を返却しますので、保証書の返却手続を実施してください。
21	保証金	運転開始予定日までに運転開始ができない場合は、納付した第2次保証金は全額没収されるのでしょうか？	落札者が設定した運転開始予定日までに運転開始できない場合でも、第2次保証金は没収されません。
22	保証金	認定取得期限までに認定取得できなかった場合、第2次保証金は、没収されるのでしょうか？	認定取得期限までに認定取得できなかった場合は、落札者決定は取消されます。ただし、当該落札に係る事業計画について、2020年度の初回入札に参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に、1回に限り、第2次保証金を繰り越し、当該入札の第1次及び第2次保証金として充当することができます。ただし、当該条件を満たさない場合（当該入札に参加しない、当該入札において当初落札価格を超える価格で入札する等）は、当該第2次保証金は没収扱いとなります。
23	保証金	第2次保証金没収事由及び落札者決定の取消し事由に「落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したこと」とありますが、地番の追加・削除に係る変更認定申請を行った場合も第2次保証金は没収となり、落札者決定は取消されますか？	第2次保証金没収事由及び落札者決定の取消し事由にある「落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したこと」とは発電設備の設置場所の「移設」を指しており、隣接する一連の地番の追加又は削除（当初認定されていた地番の全てを削除する場合を除く）は第2次保証金没収事由及び落札者決定の取消し事由のいずれにも該当しません。ただし、事業計画の変更は認定取得後のみ可能となりますので、御注意ください。
24	保証金	第2次保証金は提供期限までに振込手続を行えば、着金が翌日になったとしても有効でしょうか？	第2次保証金についても、受付期間内の最終日（提供期限）までに当機構の口座に着金していること（又は、保証書が当機構の営業時間内に到着していること）が必要です。これを満たさない場合には落札者決定は取り消され、第1次保証金の全額が没収扱いとなりますので御注意ください。
25	落札	最後の落札者となり、落札できた容量が500kW未満となった場合、調達価格は当該落札した価格になるのでしょうか？あるいは、今年度の入札対象区分以外の調達価格である14円/kWhが適用されるのでしょうか？	当該落札した価格（＝応札した価格）が調達価格になります。
26	落札	最後の落札者となり、当該事業計画に係る発電設備の出力の一部を落札できず、当該出力を20%以上減少することとなった場合の調達価格はどうなりますか？	当該落札した価格（＝応札した価格）が調達価格になります。
27	認定	入札実施要綱P.28に、「第4回及び第5回の落札者は、2020年3月31日（火）までに、当該落札に係る認定を受ける必要があります。」とありますが、電源接続案件募集プロセスなど接続契約の締結までに時間がかかる場合も同様ですか？	改正FIT法に基づく新たな認定制度では、事業実施可能性が高い案件を認定することとしており、事業実施可能性を判断する上で接続契約を締結していることは重要な要素であって、明確に認定要件として位置付けられています。したがって、入札参加希望の際には、認定取得期限までに電力会社と接続契約が締結できるスケジュールを確保の上、申請・入札してください。なお、認定取得期限までに認定を取得できなかった場合の取り扱いについては、No.22の質問を参照してください。